

特別養護老人ホーム野田市楽寿園重要事項説明書

「地域密着型介護老人福祉施設」

当施設は利用者に対して地域密着型介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 野田みどり会
 (2) 法人所在地 千葉県野田市鶴奉270番地の5
 (3) 連絡先 電話番号 04-7121-2131 FAX番号 04-7121-2133
 (4) 代表者氏名 理事長 遠山 康雄
 (5) 定款に定めた事業 ①特別養護老人ホームの経営
 ②複合老人ホーム野田市楽寿園
 (養護老人ホーム・特別養護老人ホーム)の受託経営
 ③老人デイサービス事業の経営
 ④野田市岩木小学校老人デイサービスセンターの受託経営
 ⑤老人短期入所事業の経営
 ⑥老人居宅介護等事業の経営
 ⑦障がい者福祉サービス事業の経営
 ⑧相談支援事業の経営
- (6) 施設・拠点等
- | | | | |
|-----------|-----|---------|-----|
| 特別養護老人ホーム | 3ヶ所 | 短期入所 | 2ヶ所 |
| 短期入所生活介護 | 2ヶ所 | 一時支援 | 2ヶ所 |
| 通所介護 | 2ヶ所 | 相談支援 | 1ヶ所 |
| 訪問介護 | 1ヶ所 | 就労継続支援B | 1ヶ所 |
| 居宅介護支援 | 1ヶ所 | 生活介護 | 2ヶ所 |
| 養護老人ホーム | 1ヶ所 | | |
| 地域包括支援 | 1ヶ所 | | |
| 共同生活援助 | 1ヶ所 | | |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 地域密着型介護老人福祉施設 (野田市指定 第1291300018号)
 (2) 施設の名称 特別養護老人ホーム野田市楽寿園
 (3) 施設の所在地 千葉県野田市鶴奉264番地
 (4) 連絡先 電話番号 04-7122-1464 FAX番号 04-7122-1482
 (5) 管理者 施設長
 (6) 当施設の運営方針

介護保険制度に基づく「介護老人福祉施設事業所運営規程」を遵守し、かつ野田市老人保健福祉計画に基づき、「住み慣れた、自然豊かな野田において、安心でき、生きがいをもって生活できるように一貫性のある保健福祉サービスを総合的に提供すること」を基本理念に、次のことを基本として事業を運営していく方針です。

- ①ご利用者様の尊厳を保持し、自立した生活の場を提供します。
- ②ご利用者様の気持ちに共感し、個々の意向に沿った生活が送れるよう支援します。
- ③ご利用者様の健康状態の把握に努め、適切に対応することで、入院者を出さない体制づくりを行います。

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、2人部屋と1人部屋になります。

定員	29人	静養室	1室	
居室	2人(従来型多床室)	4室 (1室 22.0㎡)	医務室	1室
	1人(従来型個室)	21室 (1室 11.0㎡)	食堂	1室
			機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽及び特殊浴槽	談話室(テイルム)	1室	

※居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して地域密着型介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職種	配置人数	職務内容
施設長(管理者)	1人	責任者として施設を管理します。
事務職員	1人以上	施設の事務・総務を行います。
医師	1人以上	利用者の健康管理や療養上の指導を行います。
看護職員	1人以上	利用者の健康管理や療養上の看護・支援を行います。
生活相談員	1人以上	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護支援専門員	1人以上	利用者の施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

介護職員	9人以上	利用者の日常生活の支援を行います。
管理栄養士	1人以上	利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、栄養ケアマネジメントを実施します。
機能訓練指導員	1人以上	利用者の日常生活に必要な機能訓練を行います。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスについて、「利用料金が介護保険から給付される場合」と「利用料金の全額をご利用者にご負担していただく場合」があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険から給付されます。

- ①食事
 - ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
 - (食事時間目安) 朝食：8時頃 昼食：12時頃 夕食：18時頃
- ②入浴
 - ・1週間に2回以上適切な方法により入浴を行い、やむを得ない場合は清拭を行うことをもって入浴に替えることとします。
 - ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
- ③排泄
 - ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。
 - ・特に異性（介護職員及び看護職員を除く）から見られないように配慮します。
- ④機能訓練
 - ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤健康管理
 - ・日中のみならず夜間においても看護職員とのオンコール体制をとり、サービス提供中の利用者の健康管理を十分に配慮します。
- ⑥その他の支援
 - ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・褥瘡（床ずれ）防止のため、適切な介護を行います。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) サービス利用料金（1日あたり）

別紙サービス利用料金表に基づき、利用者の要介護度等に応じたサービス利用料金（各種加算を加えた額）から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）、食費（自己負担額）、居住費（自己負担額）、その他実費となるものの合計金額をお支払いいただきます。負担割合については介護保険負担割合証に記載している負担額とします。

(3) 利用料金の取扱について

- ①利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ②介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ③居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- ④旧措置入所者及び所得に応じた減免措置等については、別途ご説明いたします。
- ⑤外泊の際、その期間中の朝、昼、夕の3食を食べない日の食費は、利用料金から差し引きます。

(4) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、介護保険からは給付されず自己負担となります。

項目	内容	料金
① 理美容代	理容師の出張による理容サービスの費用	実費
② 健康管理費	医師等の診察及び処方薬に係る費用 インフルエンザ予防接種や定期血液検査等の費用	実費
③ 各種行事費	レクリエーションやクラブ活動、季節の外出行事等に参加される際の費用	実費
④ 預かり金管理費	預り金管理規定に基づき、日常費用の支払い代行等に係る費用	月1,000円
⑤ 複写物の交付	サービス提供中についての記録を複写物としてお渡しする際の費用	1枚10円

(5) 支払い方法

- ①当月の請求書を翌月中旬までに通知し、翌月20日に「銀行等指定口座からの引落とし」の方法でお振替させていただきます。但し、祝祭日に当たる際は、翌営業日にお振り替えさせていただきます。確認後、領収書を発行いたします。
- ②お支払い方法について「銀行振込」・「現金支払」等をご希望の方はご契約の際にご相談ください。

(6) 利用中の医療について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、協力医療機関等において診療や入院治療を受けることができます。（但し、協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。）

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくこととなります。

- ・利用者が死亡した場合
- ・要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ・要介護認定により利用者の心身の状況が要介護1又は2と判定された場合（但し、野田市が定める指針により特例入所の要件に該当する方は、その限りではありません。）
- ・事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ・施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ・当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ・利用者から退所の申し出があった場合
- ・事業者から退所の申し出があった場合

(1) 利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から当施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する7日までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合（この場合、1ヶ月の予告期間をおいて文書にて通知いたします。）
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 利用者が病院等に入院された場合

利用者が利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

①検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（複数の月にまたがる場合は最大12日）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設を利用することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合の再入所は、改めて入所申し込みをしていただく必要があります。

(4) 円滑な退所のための援助

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- ①適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ②地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者の紹介
- ③その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情やご相談の窓口について

特別養護老人ホーム野田市楽寿園 電話 04-7122-1464

苦情担当窓口：施設長

苦情解決責任者：高齢者支援事業部長

(2) 当施設以外の苦情やご相談の窓口について

市町村名：野田市

担当：高齢者支援課 電話 04-7125-1111

8. サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに利用者又は身元引き受け者の請求に応じて閲覧又は複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適切な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。但し、利用者に緊急な医療上の必要性等がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう適切な対策を講じます。
- ⑧事業者及びサービス従事者又は従業員は、事故が発生又は再発することを防止するため、適切な対策を講じます。

9. 施設利用にあたっての留意事項

- (1) 面会について
 - ・面会時間は原則として月曜日から土曜日の午前10時00分から午後4時00分までとします。なお、面会者名簿にご記入の上、自動手指消毒による殺菌、マスクの着用を励行していただきます。
 - ・食べ物の差し入れについては、利用者の健康管理や食中毒予防等の為必要最低限のものとし、特に生物の持ち込みはご遠慮ください。
- (2) 外出・外泊
 - ・施設制定の「外出・外泊許可願」のご提出をお願いします。
- (3) 飲酒・喫煙
 - ・原則禁酒です。喫煙は所定の場所に限定し、火の元・喫煙時間など施設側で管理いたします。
- (4) 設備・器具の利用
 - ・極力自由に利用できるように工夫しています。
- (5) 金銭・貴重品の管理
 - ・利用者個人の預金及び現金についてご要望があった場合には、預り金等保管依頼書をご提出いただき、「入居者預り金管理規程」に基づき施設で保管管理いたします。
- (6) 所持品の持ち込み
 - ・衣類を中心にお預かりいたしますが、記名の励行及び季節毎の入れ替えをお願いいたします。
- (7) 施設外での受診
 - ・利用者又は家族のご要望による外部医療機関での受診は、事前にご連絡のうえ、家族の同伴でお願いいたします。
- (8) 宗教活動
 - ・施設内の布教活動はご遠慮ください。
- (9) ペット
 - ・禁止しています。

10. 非常災害対策について

- (1) 非常時の対応
 - ・防災計画書、消防計画書により対応いたします。
- (2) 防災設備
 - ・自動火災報知機設備 屋内消火栓
- (3) 防災訓練
 - ・夜間想定避難訓練を含め、年3回の防災訓練を実施します。
- (4) 防火責任者
 - ・特別養護老人ホーム野田市楽寿園 施設長

令和 年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 千葉県野田市鶴奉264
 名称 社会福祉法人野田みどり会
 特別養護老人ホーム野田市楽寿園

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____
 氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____
 (代理人) 氏名 _____ 印